

福祉用具レンタル事業申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
佐呂間町社会福祉協議会 会長 様

申請者氏名		電話番号	
申請者住所	※「佐呂間町字」は省略してご記入下さい	利用者との 続柄	親族・知人・ ()
利用者氏名		備考欄	
レンタル期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 他制度（介護保険-福祉用具貸与など）を利用できる場合は 最長1ヶ月とする <input type="checkbox"/> 他制度を利用できない場合は 最長6ヶ月とする		
希望レンタル用品	希望の品をチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください		事務局欄
	<input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 4点支持杖 <input type="checkbox"/> 折りたたみ杖	<input type="checkbox"/> シャワーチェア <input type="checkbox"/> 浴槽台 <input type="checkbox"/> 浴槽用手すり	

ご利用の注意

- ・レンタル品が破損や故障した場合、危険ですので直ちに使用を中止してください。
代替品の在庫を確認しますので、社会福祉協議会にご連絡ください。電話 2-3732
- ・**ご確認ください。**
レンタル品で発生した事故や損害は、利用者（申請者）の自己責任とし、社会福祉協議会に対して一切の請求はできません。

※申請書は**両面コピー**（控え）をお渡しします

利用者の遵守事項

利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① レンタル品を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- ② レンタル品の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- ③ レンタル品を紛失し、破損し、又は著しく汚れた場合は、会長に連絡し指示に従うこと。
- ④ レンタル品で発生した事故や損害は、利用者（申請者）の自己責任とすること。

福祉用具レンタル事業

社会福祉協議会では、町内在住の方に、車椅子・歩行器・杖・シャワーチェアなどの福祉用具を、最長6ヶ月、無料で、レンタルします

レンタル可能な福祉用具



車椅子



歩行器



4点支持杖



浴槽台



折りたたみ杖



シャワーチェア



浴槽用手すり

※貸し出ししている福祉用具の画像です

レンタルの対象者と期間

町内在住で一時的に福祉用具が必要な方

- ・他制度（介護保険サービス等）を利用できる方【最長1ヶ月】
- ・他制度を利用できない方【最長6ヶ月】



申込みと受け渡し

老人福祉センターでお渡しします

お問い合わせ

佐呂間町社会福祉協議会

佐呂間町永代町171-3
佐呂間町老人福祉センター内

電話番号 2-3732

窓口時間 8時30分～17時15分
(土曜、日曜、祝祭日を除く)

